

古代宗像郡郷名駅名考証(二)

大高 広和

はじめに

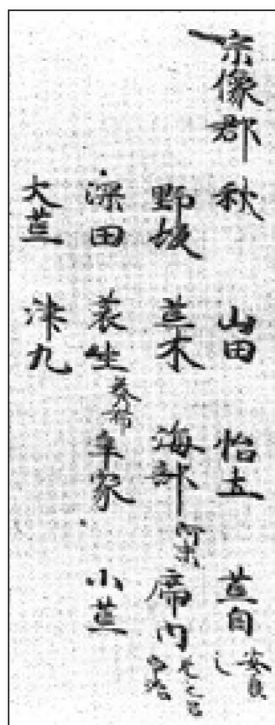
古代の宗像地域の実像に迫ることは、残された史料の制約から簡単なことではない。古代史料は中央の政府もしくは支配者層によって残されたものがほとんどで、特定の地域について語るところは少なく、また現在のところ宗像地域では木簡や墨書土器などの出土文字資料にも乏しい。その中で、古代からの記憶を現代まで伝えている場合も多い地名は、古代の宗像を考える上で残された数少ないすがである。元の場所から移動したものと後から復古的に用いられるようになったものなど、地名の由来には様々な場合があることには十分注意しなくてはならないが、近年の考古学・歴史地理学的な成果も参照しながら、古代の宗像郡における郷や駅の名称及びその所在地について、あらためて従来の説の検証を行っていく必要があるだろう。

古代の郡郷や駅については、十世紀にまとめられた辞書(事典)である『和名類聚抄』郷里部の郷名、同じく十世紀の法令集『延喜式』(巻二十八、兵部省)に載る駅名が基本史料である(以下和名抄・延喜式と称した場合は特記しない限り上記の両史料を指す)。駅名については、高山寺本(高本)『和名類聚抄』にも全国の駅が載せられている。これらは九世紀頃に存在した郷や駅を示しているとされるが、その多くは八世紀に遡る⁽¹⁾。

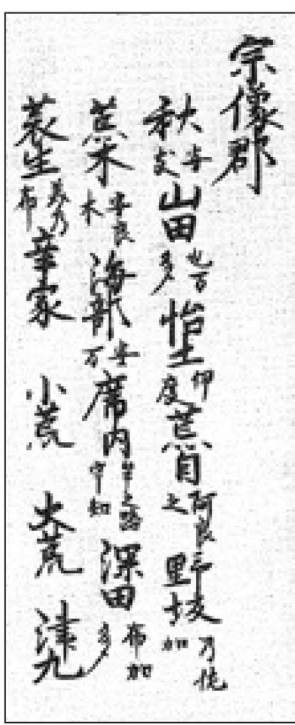
和名抄が宗像郡として挙げる郷名は左の通りである。

秋(安支) 山田(也万多) 怡土(伊度)
 荒自(安良之阿良之) 野坂(乃佐加) 荒木(安良木)
 海部(阿末安万) 席内(无之呂宇治牟之路宇知)
 深田(布加多) 蓑生(美乃布) 辛家 小荒 大荒 津九

図一 高山寺本『和名類聚抄』巻九、筑前国宗像郡



図二 大東急記念文庫本『和名類聚抄』巻九、筑前国宗像郡



(馬淵和夫編著「古写本和名類聚抄集成」より)

筑前国はおろか、西海道でも最も多くの十四郷が記される宗像郡において、割合多くの郷名が今に至るまで保持され（確実なものに傍線を付した）、大字として近代まで使用されてきた。しかし現在に伝わらず有力な比定地のない郷名もあり、特に末尾の「小荒・大荒・津九」については従来明確な説明がなされてきたとは言い難い。

また延喜式では、宗像郡内の駅名として「津日・席打」が伝わり、津日駅については右の「津九」郷との関係が指摘される。「津九」は現在も福津市に地名が残る「津丸」の可能性が高いが、「津日」駅（高本和名抄では「津田」駅）との関係になお若干の問題を残している。

本稿では、これら古代宗像郡の郷名・駅名に関する考察を行い、津屋崎古墳群や宗像大社・辺津宮の周辺部に関心が集中しがちな古代宗像郡の全体像を把握する一助としたい。

二 大荒郷・小荒郷

(一) 従来の説と本稿の想定

和名抄に記される大荒郷および小荒郷については、対応や関係を見いだせる歴史的な地名が明らかでない。従来の説でもこれといった説明はなく、『大日本地名辞書』が「荒」の字の共通性から荒自郷（福津市在自が比定地）から分かれたものと推測し、その近隣の津屋崎・勝浦地域周辺に比定しているのが目を引く程度である⁽²⁾。しかし、「荒」の字を手掛かりに荒自郷あるいは荒木郷から大荒郷・小荒郷が分かれたとみた場合、元の荒自郷（荒木郷）との関係に疑問があり、あまり有力な説とは言えないだろう。そもそも大和

国城上郡・城下郡などのように上下や前後といった分割であればともかく、元の郷が残ったままさらに大小の字を付した枝郷が分かれる例はほかに知られず、不自然なものである。なお、大荒郷について『筑前国続風土記拾遺』（田島村、貴船神社の項）は大宮司の館址に存在したという貴船神社の大荒神との関係を想定しているが、小荒郷については説明していない。

結論から言えば、本稿では大荒郷・小荒郷は和名抄の書写過程で文字が変化したもので、本来は大島郷・小島郷であったと想定したい。『和名類聚抄』は源順が編纂した日本初の辞書として名高いが、良質の写本によって原撰時の姿が現在に伝わるわけではない。特に書写してきた者が全国の地名に精通していたわけではなかったことは、諸写本の間で文字の異同が散見し、また明確に誤りと言える記述もあることから容易に窺われる。そうしたことも踏まえ、以下では古代宗像郡に大島郷および小島郷が存在したとみることにし、ささやかな考証を行いたい。

(二) 和名抄の郡郷名における「島」「荒」

表二は、和名抄の主要な写本である大東急記念文庫本（急本）および高山寺本（高本）⁽³⁾において、郡郷名の「島」および「荒」字に異同や誤りがある例を一覧にしたものである。

残念ながら、これらのうちで「島」と「荒」とが入れ替わっている例は見いだせない。そもそも、郡郷名には地形に基づく「島」字がつくもの（「島」地名）は多いものの、「荒」字がつくものは比較的少ない。ただそうした中で、「嶋」と「鳥」、「鳴」や「嶋」といった漢字の偏の誤認など、「鳥」や「荒」の字が書写

表一 『和名類聚抄』郷里部にみえる「島」「荒」字の異同

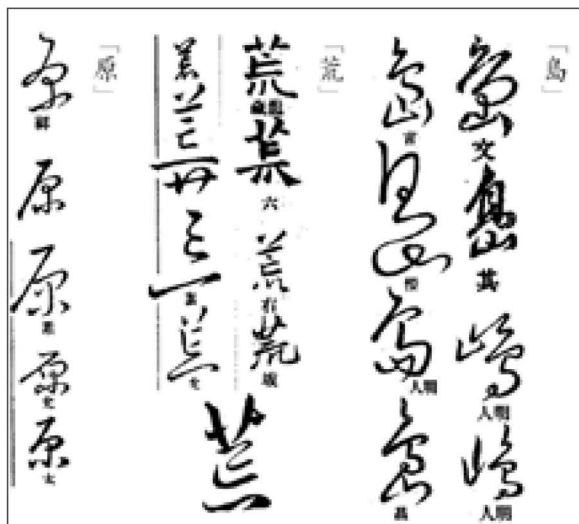
国名	郡名 (急本)	郡名 (高本)	郷名 (急本)	郷名 (高本)	読み	備考 (関連史料等)
摂津	嶋上	鳥上				もと「三嶋」を分割。
	嶋下	鳥下				もと「三嶋」を分割。
駿河	富士		寫田	鳥田	シマタ	
武蔵	加美		小嶋	小鴨		
上総	海上		鳴穴〔嶋穴〕			「嶋穴神社」(延喜式神名帳)、「嶋穴神」(日本三代実録、元慶元.5.17条)、「嶋穴駅」(延喜兵部式、高本駅名)。
下総	印幡		鳥矢	鳴矢		(参考)
常陸	久慈		木前	木嶋		
美濃	池田		小鳥〔小嶋力〕			「池田郡小島牧」(長保3.6.26平惟仲施入状案、平-410)
信濃	水内		中嶋	中鳥	ナカシマ	
上野	那波		葦束※	荒束	ニラツカ アラツカ	※急本「葦」の字の足は「𦵏」。高本是那波郡を下野国に記す。
下野	都賀		三嶋〔三鴨力〕			高本は上野国山田郡に記載。「みかものやま」(万葉集3424番)、「三鴨駅」(延喜兵部式)、「三嶋駅」(高本駅名)。
越後	頸城		原木	荒木	アラキ	
紀伊	名草		八荒賀	荒賀		「麴香郷」(古語拾遺)
阿波	板野		小嶋	小鳴	ヲシマ	「□□□〔板野カ〕郡少嶋郷」(木研5-20)
日向	児湯	児嶋				

※「嶋」字以外は常用漢字に改め、異体字は異同として扱っていない。網かけは、正しいと判断される郡郷名。

※史料の略称については以下の通り。この他六国史等は通例に従った。

平-数字→平安遺文(-文書番号)、木研→『木簡研究』(号-頁)。

図三 島荒原(参考)の字体(『五体字類』から作成)



の過程で変化してしまっている事例をいくつか指摘できる。「島(嶋)」と「荒」との両字は、酷似するとまではいかなくとも、字体によっては近接した字形を示している(図三)。また図三にはないが古体では「嶋」の山偏は左上に位置する場合が多く、山冠の異体字(「寫」)も存在する。

例えば、上総国海上郡では和名抄は両本とも「嶋穴」郷の存在を記しているが、延喜式の駅名に「嶋穴」、神名帳にも「嶋穴神社」とあることから、正しくは「嶋穴」郷で、「嶋」字が「鳴」に誤られたものと判断できる。美濃国池田郡では、同じく和名抄は「小鳥」郷とするものの、長保三年(一〇〇二)六月廿六日平惟仲施入状案(平四二〇)に「池田郡小島牧」とみえ、本来は「小嶋(島)」郷であった可能性が高い。また、越

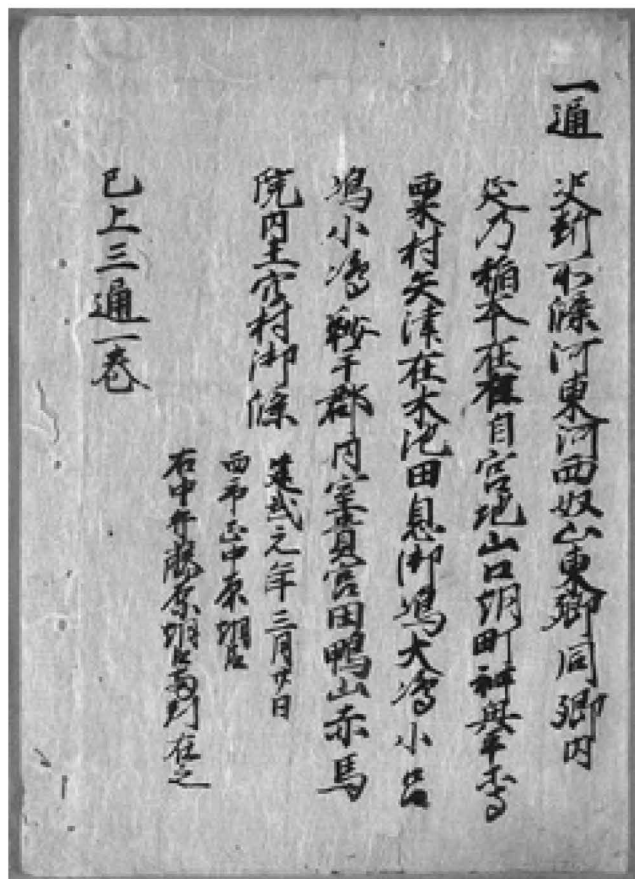
後国頸城郡荒木郷については、高本の「荒木」が急本では「原木」とされているものの、その急本において「阿良木」という読みを記しており、本来の郷名は「荒木」で、書写の過程で「原木」に変わってしまったことを知る事ができる。「原」の崩し字も「荒」と似通っており(図三)、これらから、か

なり崩された筆跡の写本からの書写を経て、現在に伝わる和名抄の写本(図二二)が存在していることが推測されよう⁽⁴⁾。

和名抄の宗像郡の郷名には「荒自」「荒木」という「荒」字が付くものが既に二つあり、それらに引きずられて「小嶋大嶋」を「小荒大荒」と写し間違えたという想定も、あながち無理なものではなからう。

(三)大島と地島

以上から、比定地の定まらない見慣れぬ地名である和名抄の「小荒・大荒」について、本来は「小嶋・大嶋」であったことが想定できる。安易な史料の



図四 宗像社家文書惣目録(部分)(「宗像大社文書」第一巻より)

文字の改変は慎むべきことではあるものの、これは宗像地域に歴史的に大島・小島と称された島が存在していることにより、一定の妥当性をもつものと考えられる。それらは、福岡県(筑前国)最大の離島である筑前(宗像)大島と、大島の東に位置して響灘と玄界灘との間の鐘崎沖の重要な海域を扼している地島(ともに現在は宗像市)である。

大島に鎮座する宗像大社中津宮の存在を記す文献史料は、八世紀前半に成立し、七世紀後半以前のことを伝えるとみられる記紀まで遡るが、「大島」自体の初見は鎌倉末期から南北朝期まで下る。「宗像社家文書惣目録⁽⁵⁾」は、建武元年(三三四)三月廿日付の決断所牒により保証された所領を挙げており、その中に「息御嶋・大嶋・小呂嶋・小嶋」がみえる(図四)。

これが宗像地域の「大島」であり、小島の初見である。また、十四世紀前半の成立とみられる『宗像大菩薩御縁起』に「大嶋」、「正平二十三年宗像宮年中行事」(三三六八年成立)に「大嶋」「小嶋」の記述がみえている⁽⁶⁾。

言うまでもなく「小島」は大島と対になった認識による呼称であり、宗像地域の近海に並ぶ主要な二島に対する呼称として自然なものである(図五)。一方、地島の「地」とは「沖」に対する名辞であり、海上に連なる島々のうち手前の島を「地ノ〇〇島」とし、遠くの島を「沖ノ〇〇島」と呼ぶことは全国各地で広く見られる⁽⁷⁾。辺津宮や神湊側から見ると大島と地島は扇状に並びあまり距離の違いはなく、鐘崎から見て地島の背後に沖ノ島が位置する。「地島」とは鐘崎方面からの認識に基づく呼称ではないかと推察される。

近世の地誌⁽⁸⁾を繕けば、大島については、『筑前国統風土記』は「里の内

に五の名あり。民家すべて二百余、商人海人まじれり」と述べ、『筑前名所図会』は「民家二百余あり。商農交り居れり」と記す。『筑陽記』では「凡高千二、三百人ノ在所也」と、戸数ではなく人口を記している。そして『筑前国統風土記拾遺』(以下『拾遺』)では「民居六ヶ所(本浦・新浦・岩瀬・中江・津和瀬・中津和瀬)あり。人家凡弐百卅戸、農商漁夫相雜れり。(中略)田圃數十町ありて土地沃壤なり」としている。多少の時期差はあるにせ



図五 古代宗像郡とその周辺地図(木下註(2)論文を改変)

よ、近世を通じて千人強の人々が大島で漁業や農業、商業を営んでいたことが窺われる。

地島については、『筑前国統風土記』に「民家多し。山のかたはらに居住して、民宅せはし。(中略)島のみ有て、水田はすくなし」とあるが、「此島の西北に白浜といふ所あり。民家卅四五軒有。大島の方に向へり」ともあり、『筑前名所図会』にも「民家三十軒余あり。白浜といふ所也」と記される。『筑陽記』には島全体で「凡四、五百人ノ在所也」と記され、特に白浜浦が「人数半バ居住此ノ所」とされている。大島の半分以下といったところだが、地島でもある程度の人口があったようだ。

古代の郷は五十戸(郷)の原則に基づいて編成された人的編成を基本としており、平均して一郷千人から千五百人程度の人口が見込まれる(9)。戸籍によって把握された住民がいなかった場合郷はなく、住民が少ない場合は他の郷の一部として把握されたと考えられる。近世までの人口の増減については今後詰めていく必要があるものの、海上交通によって栄えた古代宗像地域において、大島や地島でもある程度の集落が形成されていて不思議はない。その場合、地島と大島とではどうしても人口差が想定されることとが問題となるが、離島という条件を考慮して一郷五十戸の原則によらない編成があったものとみておきたい。

なお、次号で触れる予定の「津九」郷を駅家との関係から特殊なものとして理解すれば、小島郷・大島郷は和名抄で宗像郡の末尾に記されており、それも離島として地理的に他郷とは異質な郷であったことに由来するのかもしれない。

むすびにかえて

以上のように、九世紀頃の郷名を伝えるとされる和名抄の「小荒・大荒」を「小嶋・大嶋」とみてよければ、大島・小島両郷(里)は八世紀にも存在していた可能性が高い。宗像郡の郷名で八世紀に遡るものとしては、正倉院文書の天平勝宝四年(七五二)十一月十七日の造寺所公文(知識優婆塞貢進文)⁽¹⁰⁾にみえる「荒城郷」が、和名抄の荒木郷に合致する⁽¹¹⁾。また、『宗像大菩薩御縁起』所引の「西海道風土記」には「深田村」との記述があり、仮にこれが八世紀の風土記の文であるとすれば、深田郷の「深田」という地名(現宗像市深田)が八世紀に遡ることになる。

いずれにせよ、本稿での想定が認められるとすれば、和名抄は大島と地島およびそこに住んでいた人々に関する最古級の文献史料ということになる。従来、大島については既に弥生時代以来人間の活動の痕跡がありながら⁽¹²⁾、中津宮に関する記載以外は古代史料がなく、地島に至っては古代史料は皆無であった。古代の大島や地島については、郷が存在しない人居まばらな地域としてではなく、一定の人間集団が存在したものであるとして認識し、古代宗像郡の全体像を描いていく必要があるだろう。

(1) 池邊彌『和名類聚抄郡里駅名考証』(吉川弘文館、一九八一年)によれば、和名抄所載の郷名と他史料から知られる八世紀前半の郷名とは八四・七パーセントが一致し、同じく八世紀後半とは九〇・四パーセントが一致する。なお駅名については九世紀における駅路の再編を考慮に入れなくてはならないが、今は措く。

(2) 吉田東伍『増補大日本地名辞書』富山房、一九七二年、初版一九〇二年。木下良「律令制下における宗像郡と交通」(『宗像市史』通史編第二卷、古代・中世・近世、一九九九年)はこの説を適当とする。

(3) 急本は室町中期を降らない時期の書写とされ、二十巻本の完本としては最古の写本である。高本は二十巻本のうちの一部であるが、郷名を載せる最古の写本で、院政期(十二世紀頃)の書写とされる(馬淵和夫編著『古写本和名類聚抄集成』勉誠出版、二〇〇八年。池邊註(一)前掲書)。

(4) 『和名類聚抄』の成立や系統について定説は未だ定まらない状況だが、最も古い高本でさえ、源順による原本を書写したのではないとみられる。なお、編纂段階で源順が原資料から地名を書き写した時点で、既に誤りが生じていた可能性もあるだろう。

(5) 『宗像大社文書』第二卷(宗像大社復興期成会、一九九九年)。応永十六年(四〇九)に大宮司宗像氏経が編纂し、十七世紀前半に社僧長賀が書写したものである。決断所牒は「諸郷文書三通」卷のうちにみえる。

(6) 『宗像大菩薩御縁起』(『宗像大社文書』第三卷、宗像大社復興期成会、二〇〇九年)では、第二神の湍津姫の居所を「今號大嶋是也」と記す。「正平二十三年宗像宮年中行事」(同書)では、「中御嶋」を説明する割注に「宗像前大嶋是也」とあり、また末社の二「殿嶋社」にも傍書して「小嶋」としている。応安年間(三三八〜三三七

四)の成立という『応安神事次第』(同書)にも、「大嶋神人」(春大祭事)、「大嶋法花」(十月)、「大嶋御神楽事」(十二月二日)、「大嶋ノ五位」(十二月廿五日政所九間社事)といった記載がみられる。

⑦ 例えば兵庫県たつの市(旧揖保郡御津町)沖には、沖へと順に地ノ唐荷島・中ノ唐荷島・沖ノ唐荷島が並んでいる。

⑧ 中村正夫編校訂『宗像郡地誌綜覧』文献出版、一九九七年。

⑨ 澤田吾二『奈良朝時代民政経済の数的研究』柏書房(復刻版)、一九七二年、初版一九二七年。鎌田元二『日本古代の人口』『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇二年、初出一九八四年。坂上康俊「奈良平安時代人口データの再検討」『日本史研究』五三六、二〇〇七年。

⑩ 『大日本古文書』(編年文書)第三卷五九〇頁。

⑪ 荒木郷は宮若市(旧鞍手郡若宮町)上有木・下有木に比定される。

⑫ 中津宮に近接するろくどん遺跡は弥生時代中期から後期にかけての遺跡とされ(未調査)、ほかに中津宮境内などに古墳時代の貝塚が存在していることが報告されている(宗像市教育委員会『大島御嶽山遺跡』宗像市文化財調査報告書第六四集、二〇二三年)。現在の大島中心部の集落域を中心に様々な遺跡が眠っているものと考えられるが、考古学的な発掘調査については地島とともに今後委ねられる。